

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		事業の登録の取消し
根拠条例・規則名		建築物における衛生的環境の確保に関する法律
条 項		第 1 2 条 の 4
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である) ・ 関連する法令の規定 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項 (事業の登録) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 2 項 (登録の基準)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		